

相談会のご利用を

すまいのリフォーム相談

住宅政策係／9階
☎(3228)5564 FAX(3228)5668

内容 区内の小規模建設事業者団体による相談
日時 10月11日・18日・25日、11月1日・15日・22日・29日、いずれも金曜日、午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
会場 区役所1階 ☆当日直接会場へ



第3日曜日の法律相談

区民相談係／4階
☎(3228)8802 FAX(3228)5456

内容 区内在住の方が対象。弁護士による相談。必ず事前予約を
日時 ①10月20日、②11月17日、いずれも日曜日、午後1時～4時 ☆一人当たり25分以内
会場 区役所4階専門相談室
申込 ①=10月15日、②=11月11日の午前9時から電話で、区民相談係へ。各日先着12人
☆平日の相談は、月曜日(第3日曜日の翌日を除く)、水曜日に実施。詳しくは、区HPをご覧ください。同係へ問い合わせを

特設行政相談

区民相談係／4階
☎(3228)8802 FAX(3228)5456

毎日の暮らしの中での年金や保険、福祉など、国や特殊法人などの仕事への苦情や意見・要望を行政相談委員に相談できます。

日時 10月17日(木)午前10時～午後3時
会場 区役所1階 ☆当日直接会場へ

毎月実施の行政相談もご利用を

区役所4階専門相談室で、毎月第4金曜日の午後2時～4時に相談できます。
☆一人当たり25分程度
対象 区内在住・在勤・在学の方
申込 相談日の前週金曜日午前9時から電話で、区民相談係へ。各日先着4人

土地建物無料相談会

都市計画係／9階
☎(3228)8964 FAX(3228)5668

対象 区内在住または区内に土地建物をお持ちの方
日時 10月30日(水)午前10時～午後3時30分
☆一人当たり30分程度
会場 区役所1階ミーティングルーム
申込 10月25日までの平日午前10時～午後4時に電話で、NPO法人中野すまいの相談室☎090(1771)4888へ ☆まちづくり推進土地建物協議会との共催

無料不動産相談会

住宅政策係／9階
☎(3228)5564 FAX(3228)5668

内容 弁護士や税理士などによる相談
対象 区内在住の方
日時 11月5日(火)午前10時～午後4時
☆一人当たり30分程度
会場 区役所1階
申込 10月7日～22日の平日午前11時～午後4時(正午～午後1時を除く)に電話で、(公社)東京都宅地建物取引業協会第十ブロック☎(6407)9152へ。先着35人 ☆詳しくは、区HPをご覧ください。同協会へ問い合わせを。(公社)東京都宅地建物取引業協会、中野区居住支援協議会との共催

外国人のための無料専門家相談会 ～法律・ビザ・税務・労働・教育～

中野区国際交流協会
☎(5342)9169 FAX(3383)0728

内容 弁護士などの専門家による無料相談(通訳付き)
日時 11月2日(土)午後1時～4時
会場 なかのZERO西館(中野2-9-7)
☆事前申込制。10月18日までに電話またはmanic@nifty.comで、中野区国際交流協会へ
対応言語(予定) やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、アラビア語

10月は

「3R(スリーアール)推進月間」&「食品ロス削減月間」

ごみを減らして 「もったいない」をなくそう

ごみ減量推進係(松が丘1-6-3 リサイクル展示室内)
☎(3228)5563 FAX(3228)5634

ごみ減量の基本は

「3R」

次の①から順に実践を。
積み重なれば、
大きな効果が生まれます

①

リデュース
Reduce

ごみを出さない
例＝買い物袋を持参

②

リユース
Reuse

捨てずに
繰り返し使う
例＝詰め替え商品を利用

③

リサイクル
Recycle

もう一度
資源として生かす
例＝資源とごみの分別
ルール等を守る

できることから
取り組もう

中野区ごみ減量
キャラクター
「ごみのん」▶



なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズ

食品ロスの削減に積極的に取り組むお店を
協力店として登録しています。ぜひご利用を。

詳しくは、
区HP▶



生ごみ処理機・コンポスト(堆肥)化容器のあっせん

生ごみを減らせる、または堆肥にできる機器を区であっせんしています。
種類や価格、あっせん手続き等について詳しくは、区HPをご覧ください。ごみ減量推進係へ問い合わせを。

ダンボール等の古紙、古着・古布は集団回収へ

資源回収推進係(リサイクル展示室内)
☎(3228)5555 FAX(3228)5634

区内全域で、町会・自治会などが集団回収を行っています(古着・古布は一部地域を除く)。
集団回収集積場所に出してください。古着・古布はリサイクル展示室でも回収します。

詳しくは、区HPをご覧ください。資源回収推進係へ問い合わせを。



▲古着・古布は必ず
晴れた日に
出してください

「事業系廃棄物排出届出書」の提出はお済みですか

小規模事業者で、ごみの自己処理が困難な場合は、例外的に区のごみ収集を利用できます。その場合は、必ず届け出が必要です。

届け出をした事業者には、事業者番号を記載した「届出済証」を郵送します。

届出方法などについて詳しくは、ごみ減量推進係へ問い合わせを。

☆ごみを出す際は、袋の容量に応じた「中野区事業系有料ごみ処理券」(シール)を購入し、事業者番号と事業者名を明記の上、ごみ袋に貼ってください

便利なアプリ等の ご利用を

中野区ごみ分別アプリ

「収集日カレンダー」「資源とごみ分別辞典」など、便利な機能があります。



▲ごみのんの
アイコンが目印



▲区HP。外国語版
(3言語)も配信

中野区ごみ分別チャットボット

対話形式で案内します。



▲こちらからアクセス